



日本共産党平塚市議会議員団

団長 松本 敏子
 電話・fax 59-4607
 mail@matsumoto-toshiko.jp
 幹事長 高山 和義
 電話・fax 31 4638
 k.takayama@mb.scn-net.ne.jp
 渡辺 敏光
 電話・fax 31-6431
 w-toshi@adate.plala.or.jp

日本共産党議員団の法律相談
 今回は7月13日(土)です。
 午後1時から (要予約)

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463 - 23 - 1111 (内線 2375)

平塚市浅間町 9 - 1 平塚市議会控室

No.1221 2013年6月23日発行

ネットによる選挙運動 解禁 選挙権と選挙の自由は国民の権利

法改正による主なネット選挙運動

	政党	候補者	第三者(有権者個人、団体など)
ウェブサイトの利用   ホームページ、ブログなど	○	○	○
ツイッター、フェイスブックなど	○	○	○
動画のネット配信	○	○	○
電子メールの利用 選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信	○	○	×

電子メールの場合、選挙運動用メールは「いいえ」といった人には出せません。

改正公職選挙法で、7月の参院選公示からインターネットを利用した選挙運動が解禁されます。今回の法改正はインターネット(ウェブサイトと電子メール)という範囲に限定されていますが、これまでより選挙の自由が拡大されたこととなります。

SNSといわれるホームページやブログ、ツイッターやフェイスブックなどを使ったネットによる選挙解禁によって、政党や候補者、有権者、団体などだれもが選挙運動を自由にできるようになります。

今回の法改正では、選挙運動のための電子メールの活用は、政党、候補者に限られています。メールを送信する場合は、メールアドレスに加えて送信者の氏名・名称などを表示する必要があります。

「選挙の公平」は・・・

しかし、選挙運動用の有料ネット広告も「政党」に解禁されることになりました。

この有料ネット広告の支出額には上限がなく、政党側は資金が続く限り“無尽蔵”に広告を出せる一方、無所属の候補は一切広告を出せないという不公平さが出ます

また、現在の公選法では、公平の観点から法定ビラ・宣伝カーなどの手段を定めています。その一方で、ネット上で選挙運動用の有料広告を解禁すれば、「選挙の公平」が損なわれることになるかと共産党は指摘しています。



「タウンニュース社」が 神奈川県内・町田地方議員にアンケート

タウンニュース社では、配布地域である神奈川県と町田市の全地方議員に「ネット選挙解禁」についてのアンケートを実施しました。その内容を掲載させていただきます。アンケートの発行は全議員933人。そのうち、回答は613人(回収率66%)。

[1] 現在、インターネットを活用して情報発信を行っているか

*73%が活用していると回答。
 【活用している人を年齢別で見ると】
 50歳以上・・・63%
 49歳以下・・・92%

[2] 活用している情報発信サービスの種類

*「ホームページ」が最も多く、80%
 *「個人ブログ」は59%
 *「フェイスブック」は49%
 (複数回答可)

[3] 解禁後、インターネットでの情報発信を活用するか

*「選挙にネットを活用する」は80%

ここでは、50歳以上の74%が意欲を示し、「活用方法を勉強して採り入れたい」という声が多かった。

「より多くの人に情報発信できる」「若い世代に有効」といった理由から、現在はネットを活用していない議員も、選挙には利用したい意向だ。

横浜、川崎、相模原の政令市でのネット活用86%、それ以外の地域では68%と、「地方では情報よりも顔が見える方が大事」という声もあるが、選挙でのネット活用となると、政令市以外の地域でも「活用する」が77%となっている。

全体の傾向として、選挙にネットを活用する意向が大半を占めるも、「誹謗中傷やなりすまし等の対策が必要」といった、ネットの仕組みを危惧する意見も多かった。一方「若年層の関心が高まる」「投票率が少しでも上がる」といった期待の声も多く寄せられた。

来年度から「大神スポーツ広場」に 指定管理者導入？

国や市の説明では、「指定管理者制度」の導入目的は、施設の管理運営について、広く民間事業者にまで対象を広げ、民間のノウハウを活かし、市民サービスの向上と効率的・効果的な施設運営を図っていくこととされています。

来年度から「大神スポーツ広場」に5年間、指定管理者制度を導入する案が6月議会に出されました。

この大神スポーツ広場は、大神の堤内地（相模川右岸河川敷）にあります。野球・ソフトボールコート9面、サッカーコートが3面あり、平成24年度には年間7872団体、39万1095人が利用している大型スポーツ広場です。

ここは現在、年1130万円で管理運営（草取り・トイレ・広場の開閉等）されていますが、来年4月からは指定管理者制度に移行しようというものです。

指定管理者に移行することで、これまでは無料で使用できた広場に、使用料が徴収されます。

1時間	250円
1コマ（2時間）	500円
平塚市民・平塚体育協会会員外は倍額	



大神スポーツ広場(大神 3450番地)

有料になることで利用者にとどのようなサービス向上が行われるのか伺いましたが、これまでと変わらないとのこと。

しかも、県内で河川敷を利用したスポーツ広場で有料にしている自治体は、まだどこにもないと言います。

すると、平塚市の相模川河川敷にある大神スポーツ広場は、市がこれまで言ってきた指定管理者に移行することによる「市民サービスの向上」は棚上げされ受益者負担を押し付けるだけということに・・・。

県内初の河川敷施設の有料化を実施し、1年間に利用者団体から徴収する使用料は約400万円と見込んでいます。

皆様のご意見をお寄せ下さい。

いじめ問題に関わる法制化について

日本共産党は、「『いじめ』のない学校と社会を」を発表しました。

(1) 目の前のいじめから子どものかげがえのない命、心身を守り抜くとりくみ

(2) 根本的な対策として、いじめの深刻化を教育や社会のあり方の問題ととらえ、その改革に着手するとりくみ

を提唱しています。私たちは、子どもたちの幸せを第一に、その安全と人権を保障する法律を、国民的な検討を踏まえてつくることを提案しています。

(1) 法律で子どもに命令し、義務を課している問題

いじめは、子どもの成長途上で誰にでも生じうるものであり、第一義的に教育の営みとして解決することが基本です。

しかし、自公案は「児童等は、いじめを行ってはならない」と、命令と押さえつけで対応しようとしています。法律で「いじめを禁ずる」など、子どもを服従させるやり方は、とるべきではありません。

(2) 「道徳教育」の強化の問題

自公案は、「道徳教育」をいじめ対策の重要な柱としています。

しかし、いじめ自殺事件が問題となった滋賀県大津市立中学校は市内唯一の国の道徳教育推進指定校でした。同市の第三者調査委員会は「道徳教育の限界」を指摘し、「むしろ学校現場で教員が一丸

となった様々な創造的な実践こそが必要」と報告しています。

上から「道徳教育」を押し付ければ、「教員一丸の創造的な実践」が損なわれず。教員、子ども、保護者等が自主的自発的にすすめてこそ実を結ぶものであり、法令で押し付けるやり方はかえって逆効果です。

(3) 「厳罰化」の問題

自公案は、いじめる子にたいし「懲戒」を強調し、「出席停止」を乱発させかねないものになっていますが、いじめる子どもに必要なかつ有効なのは、いじめに走った事情をききとり、いじめをやめさせるとともに、子ども自身が人間的に立ち直れるよう愛情をもって支えることです。法律で懲戒を強化するやり方は、子どもの心をさらにゆがめ、子どもと教員との信頼関係も壊しかねません。

(4) 被害者、遺族等の、真相を「知る権利」があいまいな問題

いじめ事件の隠蔽（いんぺい）は、国民の怒りの的であり、一刻も早い根絶が求められている問題です。そのために被害者、遺族等の、真相を「知る権利」を法的に明確にすることが急がれています。

